

## 鈴鹿亀山地区広域連合第4期介護保険事業計画案への意見募集結果について

平成20年12月15日（月）から平成21年1月15日（木）までの間に「鈴鹿亀山地区広域連合第4期介護保険事業計画案」に対する意見募集を行った結果は次のとおりでした。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見提出者数		3名
意見提出方法	電子メール	2名
	直接	1名
意見件数	第4期介護保険事業計画案に対する意見	5件
	その他 介護保険制度に関する意見	2件

## 鈴鹿亀山地区広域連合第4期介護保険事業計画案に対する意見の概要と意見に対する考え方

意見箇所		意見の概要	意見に対する考え方
P14	地域包括支援センターの体制強化	地域包括支援センターが平成18年度より始まって折に触れPRはなされているが、気軽に鈴鹿市の状況を閲覧できるように広域連合のホームページの中に地域包括支援センターの情報を掲載してほしい。介護予防の理念やタイムリーな情報を得ることができると思う。	○高齢者の相談・支援の中核を担う地域包括支援センターの周知を図っていくことは重要であると考えております。現在、広域連合のホームページの中で情報を提供していけるよう検討中です。
P41	居宅サービス	介護保険の在宅サービスの中で居宅療養管理指導のうち、管理栄養士が行う場合のサービスが鈴鹿地区にはない状態である。一般高齢者介護予防事業（1年に3回ほど・保健センターにて）と特定高齢	○介護保険サービスの居宅療養管理指導については、特に広域管内では管理栄養士が行なう場合のサービスがなく、実施可能と思われる事業所へ働きかけを行なっているところですが、今後は県等とも連携していきます。

		<p>者介護予防事業のみである。自分で保健センターに行くことができない要介護者が継続して栄養指導を受ける体制が整っていない。保険者として考えてほしい。</p>	
P45	標準給付費の見込み	<p>標準給付費の見込み額が過大であり再検討を求める。</p> <p>標準給付費の見積りは保険料に反映することから高齢者の暮らしに直接影響するゆえ、標準給付費の見積りは丁寧になされなければならない。第3期計画の見込みは過大であったため余分な負担をした第1号被保険者への還元がなされないことは親切的な計画といえない。第3期実績の15%も大きな見積りにより、取りすぎ分がそのまま計画の中に組み込まれてしまうことは納得がいかない。</p>	<p>○第3期計画は大きな制度改革があり、保険給付費の計画値に対し18・19年度の実績値は約91%と誤差が生じました。</p> <p>標準給付費の見込額は、各サービス事業量の実績をもとに、給付対象者数の推計値の伸びに応じた見込みと施設整備にともなう利用者分等を国のワークシートに基づき算出しています。</p> <p>第4期においても、第3期計画期間の実績をもとに国が示しますプラス改定の介護報酬にて算出しています。</p> <p>また、剰余金還元の考え方としては、介護給付費準備基金を、第4期計画の財源として現在額全額を投入していきます。</p>
P46	保険料の設定	<p>介護保険料は引き下げてください。</p>	<p>○第1号被保険者の保険料の算出については、標準給付費及び地域支援事業費をもとに推計し保険料基準額を定めます。</p> <p>第4期計画では、今回19%から20%となる第1号被保険者負担割合のほか、低所得の方への配慮やきめ細かな所得段階設定への取り組み、また、介護給付費準備基金の現在額全額を繰入額とすることなどを加味して算定を行いますのでご理解ください。</p> <p>なお、介護報酬改定に伴う保険料の急激な上昇を抑</p>

			制するための国の特例交付金による対策も講じられることになり、最終の保険料算出時に反映されることとなります。
P47	所得段階別 保険料の設定	保険料の賦課の仕方に制度的な不公平が多かったことを解消するために段階を増やし、できるだけ実態に近づける努力が見られることは評価できる。	○きめ細かな多段階の保険料率を設定し、低所得者の方への配慮や所得段階に応じた割合で制度を支えていただくようお願いするものです。

介護保険 制度		高齢者世帯が今後ますます超高齢化世帯になる可能性が大きい。ヘルプサービスの家事援助をもう少し使いやすくする必要があるがその改善はどうか。掃除洗濯、食事の準備や買い物などどれをとっても介護者としての家族の高齢化によりできない虚弱な高齢者世帯の家事援助サービスへの対応の検討を求める。	<p>○介護保険サービスは、利用者の将来的な生活機能の改善や自立を目標とし、自分らしい生活が送れるように支援する「自立支援」を制度の基本理念としています。</p> <p>ヘルパーは利用者本人の自立のサポートを役割としており、利用者の能力や身体状態、生活環境に合わせて援助を行なっています。</p> <p>ヘルパーが主体となっで行なう家事援助は原則として、同居家族がいる場合には認められていませんが、利用者が単身、家族の障害、疾病等の理由で家事を行なうことが困難な場合などは、個々の相談の結果、サービスの提供を行なっているケースもありますので、今後とも相談に応じていきます。</p> <p>また今後の状況から介護保険以外のサービスの組み合わせによる支援も必要となる場合も考えられます。</p>
------------	--	--	---

		<p>保険の利用料値上げ，在宅サービスの給付制限で我が家は困っている。低年金だけが収入の全てなのでサービスを利用しようにも利用できない。福祉政策の充実を切に望む。</p> <p>利用料を引き下げてください。</p> <p>在宅サービスの給付制限は止めてください。</p>	<p>○介護保険制度は介護を社会全体で支える仕組みとして創設されています。</p> <p>その制度においては，居宅サービス等を利用する際には要介護度別に支給限度額の設定があり，原則として保険対象サービス費用の9割が保険給付され，残りの1割を利用者が負担する仕組みになっていますことから，ご理解をお願いします。</p> <p>また，福祉施策の充実については，介護保険を中心に，構成市の高齢者福祉施策と連携して充実していくことが必要と考えております。</p>
--	--	---	---